

## 予算

1 2 億円（令和6年度2月補正予算、令和7年度への繰越分）

※R6年度とほぼ同規模です。

## 補助率

補助対象経費の **4分の3** ※千円未満切り捨て

## 事業内容

- ・介護テクノロジー等の導入支援
- ・介護テクノロジーのパッケージ型導入支援 ※R6年度から事業内容の変更があります。

## 補助対象経費

- ・令和7年度に要する介護テクノロジーの購入、レンタル又はリースに係る経費
- ・補助対象に **含まない** 費用  
↳ 実績報告までに支払いを終えたものが対象となります。  
メンテナンスに係る経費（介護ソフトのシステム保守料を除く）、通信費、保険料、消費税、  
過年度に導入した機器・介護ソフト等のランニングコスト、既に保有している機器等の廃棄にかかる経費、

補助要件 ○詳しくは要綱を必ず確認してください。

- ・ **（主に入所系）** 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（名称は問わない。）を設置すること。
- ・ **（主に居宅系）** 令和7年度内に、「ケアプランデータ連携システム」の利用を開始すること。
- ・ 千葉県介護業務効率アップセンターが6月2日開催した介護現場における業務改善推進セミナーを受講すること（千葉県公式YouTubeセミナーチャンネルで配信中）。
- ・ **導入計画の作成等、事業の実施にあたり、千葉県介護業務効率アップセンターに相談をすること。**
- ・ 本事業による導入・活用により、業務の改善・効率化等が進められ、職員の業務負担軽減やサービスの質の向上など生産性向上が図られるとともに、収支の改善が図られた場合には、職員の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等に周知すること。
- ・ 独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が実施する「SECURITY ACTION」(※)の「★一つ星」又は「★★二つ星」のいずれかを宣言すること。事業所単位で単一の法人番号を有していない場合には、事業所の代表者を「個人事業主」として申し込むこと。
- ・ 厚生労働省が発行する資料を参考に業務改善に取り組み、業務改善計画を作成すること。
- ・ 補助を受けた事業所は、科学的介護情報システム（LIFE（ライフ）。）による情報収集に協力すること。なお、本事業においてタブレット端末等のみを導入する場合も同様に情報収集に協力すること。
- ・ 補助を受けた事業所は、厚生労働省等が実施する効果検証事業等に可能な限り協力すること。

## 介護テクノロジー導入支援の補助対象機器

- ・経済産業省と厚生労働省が定める「**介護テクノロジー利用の重点分野**」に該当する機器

※「**TAIS**」（**福祉用具情報システム**）に掲載されている機器は原則補助対象となる。

- ・介護ソフトは「介護テクノロジー利用の重点分野」の介護業務支援に含む。

- ・その他

身体的負担の軽減、業務の効率化、職場環境性として有効であり介護サービスの質の向上につながるもの。

ア.移乗や移動を支援する機器であり別添1に該当しない機器(**床走行式リフト**等)

イ.介護施設等における調理支援などの職員の負担を軽減する機器

（一括で**調理支援を行う機器**、加熱・冷蔵機能等を備えた**配膳車**や**配膳ロボット**等）

ウ.生産性向上に資する福祉用具（例えば訪問介護事業所で使用する**スライディングボード**等）

エ.職員間の情報共有や職員の移動負担の軽減など効果的・効率的なコミュニケーションを図るための機器（**インカム**等）

オ.バックオフィスソフト（**電子サインシステム**、**給与**、**勤怠管理**等）

カ.バイタル測定が可能なウェアラブル端末等

昨年度までICTで見ていたインカム、バックオフィスソフト等は「その他」となります。

## 留意事項

- ・一般用途に限定されている機器は対象機器等は対象外
- ・販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあるもの
- ・同一年度内に複数の機種を同一の目的のために導入する場合、複数の機種への補助は対象外とする（補助は1機種限り）

経済産業省と厚生労働省が定める「介護テクノロジー利用の重点分野」に該当する機器等



介護ソフトは  
こちら

R7年度から  
新たに追加

## 介護業務支援：補助対象となる介護ソフトの要件

- ①記録業務、**情報共有業務**、請求業務を**一気通貫**で行うことが可能であるもの  
 ②介護記録等のデータについては、CSVファイル、JSONファイル等、変換が容易なデータ形式で出力・入力できる機能を備えていることが望ましい。

※厚生労働省が情報提供する「**介護ソフトの機能調査結果**」を参考にする。  
 (厚労省HP介護テクノロジーの利用促進⇒真ん中らへんの補助金参考資料にあります。)

居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、  
 居宅サービス事業所、介護予防サービス事業所

注意！更に以下の事項が  
 要件となります。

- ③「ケアプランデータ連携標準仕様」に準じたCSVファイルの出力・取込機能を有していること。

※ケアプランデータ連携システムヘルプデスクサポートサイト  
 ⇒各種資料・動画から確認できます。

- ④公益社団法人国民健康保険中央会が運営する「ケアプランデータ連携システム」の活用促進のためのサポート体制が整っていることが確認できるものであること。

令和7年2月28日

## 介護記録ソフト 機能調査結果

会社名 株式会社/ローシス

ソフト名 楽にネット

製品URL <https://www.raku2net.com/>

ソフトの機能

|                         | 訪問 | 通所 | 居住 | ケアマネ | 施設 |
|-------------------------|----|----|----|------|----|
| 相談記録の作成・変更・保管・集計        | ○  | ○  |    | ○    |    |
| 契約（利用者情報の作成・保管）         | ○  | ○  |    | ○    |    |
| アセスメント記録の作成・共有・保管       | ○  | ○  |    | ○    |    |
| ケアプラン作成・保管・共有           |    |    |    | ○    |    |
| ケアプラン共有・保管              | ○  | ○  |    |      |    |
| サービス利用票（提供票）予定の作成       |    |    |    | ○    |    |
| サービス利用票（提供票）実績の作成・共有・保管 | ○  | ○  |    |      |    |
| 個別支援計画の作成・保管            | ○  | ○  |    |      |    |
| シフト表・勤務表の作成・保管          | ○  | ○  |    | ○    |    |
| サービス提供記録の作成・共有・保管       | ○  | ○  |    | ○    |    |
| 実績の作成・共有・保管             | ○  | ○  |    | ○    |    |
| ケアマネジャー報告書の作成・共有・保管     | ○  | ○  |    |      |    |
| モニタリング記録の作成・共有・保管       | ○  | ○  |    | ○    |    |
| 介護報酬明細書の作成・保管           | ○  | ○  |    | -    |    |
| 給付管理票の作成・保管             |    |    |    | ○    |    |
| 請求書の作成・保管               | ○  | ○  |    | -    |    |
| 介護報酬の伝送                 | ○  | ○  |    | -    |    |

一気通貫の状況（利用者の基本情報や相談記録は別表参照）

|                |   |
|----------------|---|
| アセスメント         | ○ |
| ケアプラン          | ○ |
| サービス利用票（提供票）予定 | ○ |
| 個別支援計画         | ○ |
| サービス提供記録       | ○ |
| サービス利用票（提供票）実績 | ○ |
| ケアマネジャー報告書     | ○ |
| モニタリング記録       | ○ |
| 介護報酬明細書、請求書    | ○ |
| 給付管理票          | ○ |

バックアップファイル出力取込機能

|            |  |
|------------|--|
| 実装済み       |  |
| 実装予定（3年以内） |  |
| 実装予定（時期未定） |  |
| 実装予定なし     |  |

販売形態：月額払い方式

## 補助額

1事業所につき、補助対象経費の実支出額に  $3/4$  を乗じた額を算出した額と以下表に記載している上限額とした額を比較して、少ない方の額を補助額とする。

ただし、補助額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

| 1.補助対象経費の種類                                       | 2.1台あたりの基準額 | 3.1事業所あたりの上限額 | 介護業務支援（介護ソフト） |       |
|---------------------------------------------------|-------------|---------------|---------------|-------|
|                                                   |             |               | 1.職員数         | 2.基準額 |
| ・介護テクノロジーのうち、「移乗支援(装着型・非装着型)」「入浴支援」<br>・その他で示す機器等 | 100万円       | 750万円         | 1名～10名        | 100万円 |
| 「介護業務支援」に該当する「介護ソフト」を除く上記以外                       | 30万円        |               | 11名～20名       | 150万円 |
| 導入機器等と一体的に使用するための情報端末                             | 10万円        |               | 21名～30名       | 200万円 |
|                                                   |             |               | 31名以上         | 250万円 |

職員数に応じて必要なライセンスうが変動するなど職員数により合計金額が変動する契約でない場合は、**一律250万円**が基準額となります。

情報端末、インカム、ソフトウェア（介護ソフト、バックオフィスソフト）を除く**上限台数は定員の  $1/2$** とする。（端数切上）

介護テクノロジーの機器の導入に付帯して必要となる経費は、主となる機器と併せて導入する場合に限って、補助対象とすることができる。

ア 介護テクノロジーを利用するための**Wi-Fi環境を整備するために必要な経費**（配線工事（Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築等）

イ 介護テクノロジーの利用にともなって導入するPC、タブレット端末 等

### 補助上限台数

- ・ **上限台数は定員の 1 / 2** とする。（端数切上）  
※情報端末、インカム、ソフトウェア（介護ソフト、バックオフィスソフト）を除く。  
    ↳ 機器を使用する職員数までを限度とする。（余剰分の導入は不可）
- ・ 通所系及び訪問系の事業所においては、申請時点で職員数や体制でカバーできる利用定員とする。

### 【介護ソフト導入の場合】職員数の考え方

- ・ 職員数には、訪問介護職員等の直接処遇職員だけでなくICTの活用が見込まれる管理者、生活相談員等の職員も算入できることとする。※調理員、送迎、清掃のみを行う職員等は含まない。事務員に限り、介護ソフトを使用する場合は含むことができる。
- ・ 申請日時点における常勤換算方法により算出された人数(「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令第37号)第2条第8号等の規定に基づいて計算した人数とし、小数点以下は四捨五入するものとする。)とするが、居宅を訪問してサービスを提供する職員(訪問介護員、居宅介護支援専門員等)及び管理者や生活相談員等の職員については、従事する職務の性質上、実人数(常勤・非常勤の別は問わない)でとしても差し支えない。

事業所情報（例）定員50人の特別養護老人ホームが移乗支援機器を20台を導入する場合

|       |              |
|-------|--------------|
| 上限台数  | 定員50の1/2⇒25台 |
| 補助基準額 | 移乗支援30万円     |
| 補助上限  | 750万円        |

補助対象経費 1台60万円（税抜き）  
単価計算  $60\text{万円} \times 3/4 = 45\text{万円}$   
補助基準額との比較 基準額30万円 < 単価45万円  
  
補助額  $30\text{万円} \times 20\text{台} = \underline{600\text{万円}}$

補助対象経費：介護テクノロジーの導入支援

事業所情報（例）定員100名、職員数40名の介護老人保健施設

【パターン 1】 ①見守り機器40台②見守り機器導入に伴う通信環境整備

|       |                                                              |
|-------|--------------------------------------------------------------|
| 上限台数  | 定員100の1/2⇒50台                                                |
| 補助基準額 | 見守り30万円                                                      |
| 補助上限  | 750万円<br><div>見守り補助基準30万円×30台＝900万円<br/>750万円&lt;900万円</div> |

補助対象経費 ①見守り1台20万円  
②通信環境整備 400万円  
単価計算 ①20万円×3/4＝15万円  
②400万円×3/4＝300万円  
補助基準額との比較 基準額30万円>単価15万円  
補助額 ①15万円×40台＝600万円  
①＋②900万円 900万円>補助上限750万円

※②通信環境整備は①に付帯する費用のため、①の基準額内での補助となる。

【パターン 2】 ①入浴支援機器5台②介護ソフト（ライセンス費用含む）で①と②にデータ連携はなし

|       |                                                                         |
|-------|-------------------------------------------------------------------------|
| 上限台数  | 定員100の1/2⇒50台                                                           |
| 補助基準額 | ①入浴支援100万円<br>②介護ソフト250万円                                               |
| 補助上限  | ①500万円<br><div>見守り補助基準100万円×5台＝500万円<br/>750万円&gt;500万円</div><br>②250万円 |

補助対象経費 ①入浴支援1台120万円  
②介護ソフト 8万円  
単価計算 ①120万円×3/4＝90万円  
②8万円×3/4＝6万円  
補助基準額との比較 ①基準額100万円>単価90万円  
②基準額250万円>単価6万円  
補助額 ①90万円×5台＝450万円 補助上限500万円  
②6万円 補助上限250万円  
①＋②456万円 456万円<補助上限750万円

## 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援の補助対象機器

・介護テクノロジーのうち、「**介護業務支援**」に該当するテクノロジーと**そのテクノロジーと連携することで効果が高まると判断できるテクノロジー**を同時に導入する場合の導入機器

※通信環境整備、情報端末に係る経費も対象に含む。

例：①介護ソフト＋「見守り・コミュニケーション」に該当する機器

連携

②「介護業務支援」に該当する複数の機器（介護記録ソフト＋介護請求ソフト等）

連携

③介護ソフト＋見守り機器＋通信環境整備

連携

## 補助額

1事業所につき、補助対象経費の実支出額の合計に  $3/4$  を乗じた額と、**上限1,000万円**を比較して、少ない方を補助額とする。

ただし、補助額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

なお、導入機器等と一体的に使用するための情報端末については1台当たりの基準額を10万円とする。

事業所情報（例） 定員50名、職員数10名の通所介護事業所

①介護ソフト、②機能訓練機器5台、③タブレット10台 ①と②はデータ連携あり。  
Lパッケージでは必須

|       |                      |
|-------|----------------------|
| 上限台数  | なし                   |
| 補助基準額 | ①②はなし<br>③タブレット 10万円 |
| 補助上限  | 1000万円               |

補助対象経費 ①介護ソフト 100万円  
②機能訓練機器 20万円  
③タブレット 16万円

単価計算 ①100万円×3/4＝75万円  
②20万円×3/4＝15万円  
③16万円×3/4＝12万円

補助基準額との比較 ③のみ**基準額10万円**<単価12万円

補助額 ①75万円  
②15万円×5台＝75万円  
③10万円×10台＝100万円  
①+②+③ **250万円**<補助上限1000万円

事業所情報（例） 定員70名、職員数30名の特別養護老人ホーム

①介護ソフト、②見守り機器70台、③通信環境整備

①と②はデータ連携あり。

└パッケージでは必須

└通信環境整備は①介護業務支援②①のテクノロジーと連携することで効果が  
高まると判断できるテクノロジーを同時に導入する場合に補助対象となる。

|       |        |
|-------|--------|
| 上限台数  | なし     |
| 補助基準額 | なし     |
| 補助上限  | 1000万円 |

補助対象経費

①介護ソフト 80万円

②機能訓練機器 16万円

③通信環境整備 200万円

単価計算

①80万円×3/4＝60万円

②16万円×3/4＝12万円

③200万円×3/4＝150万円

補助額

①60万円

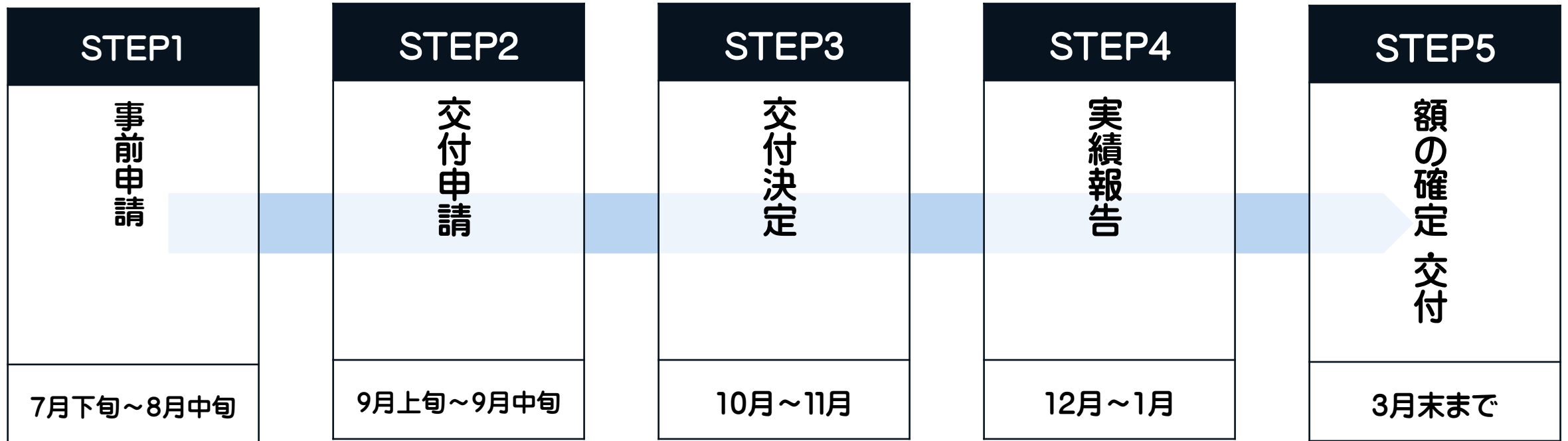
②12万円×70台＝840万円

③150万円

①+②+③ **1050万円**＜補助上限1000万円

## 補助金の流れ

※実施月はあくまでも目安です。



### 導入準備

◎申請要件となります。交付申請までには必ず行ってください。

- ・ 6月2日の「介護現場における業務改善推進セミナー」の受講  
→千葉県公式YouTubeチャンネルで配信中（※アンケート回答必須）
- ・ 事業の実施にあたり、**必ず**介護業務効率アップセンターへ導入機器等の相談を行ってください。

## 申請方法

ちば電子申請システム

(法人単位でお願いしています。)

## 提出書類（フォルダで一つにまとめZIPで圧縮したものを添付）

- ・ 所要額調書 ☆次ページで説明。

- ・ 見積り

申請日時点で有効期限内のもの。

（交付申請時にも使用するため、有効期限を長めにしておくことをお勧めします。）

消費税は補助対象外となるため、税抜、税込がわかること。

- ・ 申請機器のカタログ等

カタログが用意できない場合は製品説明などが書かれたHPのページ等でも可